

(補足説明資料) Q & A

Q1. なぜ約款変更を行うのですか

A1. 今回の変更は、投資いただいている「パインブリッジ・イレブンプラス<毎月決算型>」の約款変更ではなく、その投資対象マザーファンドの1つである「パインブリッジ・グローバル小型株式マザーファンド」の約款変更になります。このマザーファンドが投資対象としているアイルランド籍ファンド「パインブリッジ・US スモール・キャップ・グロース・ファンド」が償還されるため、代替ファンドとして国内籍私募投資信託「パインブリッジ US スモール・キャップ・グロース・ファンド（適格機関投資家向け）」（仮称）を新設し、この新設ファンドを新たな投資対象に変更します。

Q2. 運用方針は変わりますか

A2. 今回の変更は、運用方針の変更ではなく、ファンドの仕組みの変更となります。償還されるアイルランド籍ファンドでは、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに運用の権限を委託していますが、新設予定の国内籍ファンドでもパインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに運用の権限を委託する予定であり、約款変更後も同一の運用方針が維持されます。

Q3. 他のアイルランド籍ファンドも償還しますか

A3. 「パインブリッジ・イレブンプラス<毎月決算型>」がマザーファンドを通じて投資するアイルランド籍ファンドの中で2番目に残高が少ないのは「パインブリッジ・サウスイースト・アジア・スモール・カンパニーズ・ファンド」ですが、その純資産残高は平成22年8月末で約20.65億円（1米ドル＝85円換算）であり、効率的にファンドを維持していくのに十分な残高がありますので、償還は検討されていません。

Q4. 何か行動を起こす必要はありますか

Q4. この約款変更にご同意いただける場合は、何もお手続きをいただく必要はありません。

Q5. 通常通りに購入・換金はできますか

A5. 約款変更の手術期間中であっても、通常通り購入・換金ができます。

Q6. 異議申立とは何ですか

A6. 投資信託の約款において重大な内容の変更を行う場合に、事前に受益者の意思を確認するもので、投資信託及び投資法人に関する法律（投信法）に規定されています。受益者が約款変更に対抗する場合には、異議申立という形で反対の意思表示をすることができます。異議申立をした受益者の合計口数がファンドの総口数の2分の1を超えた場合には、約款変更は行いません。

Q7. 異議申立受益者の買取請求とは何ですか

A7. これも投信法に規定されていますが、約款変更に対抗の意思表示（異議申立）をした受益者は、その約款変更の実施が決まった場合には、自己の持分をファンドに買い取ってもらうことができます。買取請求に必要な書類は、パインブリッジ・インベストメンツより直接お送りします。

異議申立者は必ず買取請求をしなければならないということではありません。また、異議申立の有無にかかわらず、約款変更の手術期間中でも通常通り販売会社において解約（換金）いただくことが可能です。なお、買取請求では、手続きに日数がかかる場合があることや振込手数料が受益者負担になる等不利な面もあります。